

令和3年度

事務所だより 第3号

令和3年10月8日
益田教育事務所

安心・安全・みんなの学校



学校教育スタッフ 指導主事(兼)生徒指導専任主事 福原 奈美

文部科学省の調査（令和元年度）によれば、小・中・高等学校及び特別支援学校における、いじめの認知件数は61万2496件であり、前年度に比べて12.6%増加しました。認知件数は、全校種で増加しており、中でも小学校において大きく増加しています。しかし、いじめを認知した学校の割合が82.6%と前年度より1.8%向上したものの、いまだに約17%の学校は、いじめゼロという回答をしています。

***いじめの認知件数が多いことは目が行き届いていることのあかし**

平成18年度から、いじめの件数の呼称は「発生件数」から「認知件数」に改められ、併せていじめの定義についても大きく変わりました。いじめという行為は、大人（第三者）の目には見えにくく、完全に発見することは不可能です。どれだけいじめがあったのか（発生）ではなく、教師や周囲がどれだけ気づくことができたのか（認知）と考えます。「認知件数が増えた＝いじめが増えた」のではなく、「子どもたちの様子をよく見て異変に気づき、早期発見・早期対応できている」と捉えれば、数が少なければよい、というわけではないことが分かります。

認知件数を調査・報告するだけで終わらず、報告書の数字をもう一度見直してみてください。「いじめを見過ごしていないか」「見逃していないか」数字の増減に一喜一憂することなく、学校全体で、一人の大人として、子どもたちの問題行動等にきちんと向き合ってきたか、向き合っているかを点検する姿勢が重要です。

***校内の生徒指導体制の重要性**

令和元年度のいじめの重大事態の件数は723件でした。平成29年度が474件、30年度が602件と年々増加しています。いじめが原因で723件という膨大な数の「子どもの生命、心身、財産に係る重大事態」「子どもの相当の期間の欠席に係る重大事態」が起こっているということです。いじめの問題に適切に対応し、この重大事態に関しては、限りなくゼロに近づけていかなければなりません。

重大事態の調査報告書の分析結果から「いじめの見過ごしや見逃しが、深刻な事態へと発展するケースが少なくない」といえることが言えます。学校等の対応の課題として「いじめの認知等に係る課題」「学校内の情報共有に係る課題」「組織的対応に係る課題」等が挙げられています。これらはいじめの対応に限らず、生徒指導の重要な視点として、これまでもずっと提示されてきました。今日においても同様の課題が存在しているということは、残念なことです。ただ逆に考えると、これらの視点に基づき、すべての教職員が組織的・計画的に生徒指導に取り組む校内体制が整えられている学校は、子どもたちにとって安心・安全な学校になり得るということです。子どもたちの命、尊厳を守っていくために、学校が組織として機能すること、私たち一人一人が組織の一員として動いていくことが求められています。

出典：国立教育政策研究所『生徒指導リーフ/リーフ増刊号』（Leaf. 11. 19. 20. 21/Leaves. 3 参照）
～このリーフは、さまざまな視点から、生徒指導について分かりやすく解説されたものです。
ぜひ校内研修等でご活用ください。

<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf01.pdf>

「第3ステージ」のスタートカリキュラム

幼児教育アドバイザー 下脇 由記子

スタートカリキュラムとは、幼児期の教育と小学校教育を円滑に接続するために、小学校の入学当初に編成されるカリキュラムのことです。この言葉が最初に出てきたのは、平成20年の「学習指導要領解説 生活編」です。まず「第1ステージ」では、小1プロブレムの解消をめざす、学校生活への適応指導が中心の取り組みでした。平成27年からは、安心して学校生活をスタートすることをめざす「第2ステージ」の取り組みに進みました。そして、平成29年の学習指導要領の改訂で「第1章総則」の中にスタートカリキュラムが位置づけられ、全小学校でのスタートカリキュラムの編成・実施が求められ、いきいきと「学び」に向かう子どもをめざす「第3ステージ」へと変わりました。

そして、幼児期の学びと育ちをつなぐことが大切とされています。しかし、幼児期の教育と小学校教育では学ぶスタイルや指導方法等が異なるので、小学校教員には「遊んでいるだけ?」と、「学び」が見えにくいのです。下の写真は、砂場の砂を使って団子作りをして遊んでいる4歳児が、「お団子屋さんにしよう」と遊びが発展している場面です。幼児が砂の色の違いや性質に気付く姿は、「知識及び技能の基礎」、団子の大きさを比較する姿は、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、友だちの遊びを真似る姿は、「学びに向かう力・人間性等」というように、育みたい3つの資質・能力で捉えることが出来、たくさんの「学び」があることに気付きます。夢中になって遊びに没頭しているときに「学び」の芽生えは獲得されています。このことを理解し、小学校の「自覚的な学び」につなげていくためには、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定等、工夫を行うことが必要です。幼児期の学び方と児童期の学び方を行きつ戻りつしながら、子どもが主体的に自己を発揮できるようにする場면을意図的に作る「第3ステージ」のスタートカリキュラムを、全教職員で共通理解し、学校全体で取り組むことが、今、求められています。

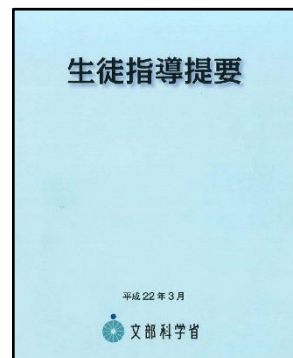
【鳥取県幼児教育委振興プログラム（第2次改訂版）参照】



ご存じですか？生徒指導提要

益田市派遣指導主事 岩崎 真人

みなさんは、「生徒指導提要」をご存じですか。実際にご覧になった方はどのくらいいらっしゃるでしょうか。恥ずかしながら私がある存在を知ったのは作成されてから3年以上経過してからでした。生徒指導提要は冊子になったものもありますし、文部科学省のHPから閲覧することも可能です。現在その「生徒指導提要」の改訂作業が行われています。現行の生徒指導提要は平成22年3月に発行され、11年が経過しました。この間、いじめの重大事態や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数が増加傾向であるなど、課題が深刻化したことや、「いじめ防止対策推進法」、「教育機会確保法」等が施行されるなどしたために、今回時代の変化に即した内容に改訂される予定です。



突然ですが、そもそも「生徒指導」とは何でしょうか。生徒指導提要には下記の記述があります。

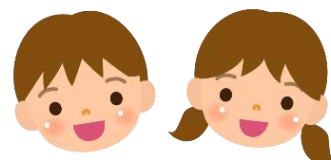
生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。
…（中略）…生徒指導は学校の教育目標を達成するうえで重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言えます。
（生徒指導提要 第1章 第1節 1 生徒指導の意義より抜粋）

「学習指導」と「生徒指導」は学校教育目標を達成するための「両輪」と言えます。「学習指導」と聞いて思い浮かぶ場面があると思いますが、「生徒指導」と聞いてみなさんはどんな場面が思い浮かびますか。中には児童生徒への問題行動への指導場面であったり、外部機関へのつなぎであったり、いわゆる対処療法的な関わりが浮かぶ方もおられると思います。

生徒指導が、教育課程の内外において一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが重要です。
（生徒指導提要 第1章 第1節 1 生徒指導の意義より抜粋）

児童生徒が自己指導能力の育成を目指すためには、対処療法的な生徒指導だけでなく「積極的な生徒指導」が不可欠となります。また、複雑化する問題に対してはチームとしての「組織的な対応」が求められます。生徒指導提要には積極的な生徒指導、組織的な生徒指導について具体的に示されています。その点で文部科学省は生徒指導提要を「生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書」として位置付けています。

今後も生徒指導提要がチームとして生徒指導を進める上での先生方共通の「基本書」として機能していくことを期待します。



「総務課」から 教職員のみなさまへ

年末調整について

10月になり、年末調整に関して、関係書類の提出を求められる時期となりました。

収入のある扶養親族がおられる方は「令和3年1月1日から令和3年12月31日」までの収入確認をするための書類が必要です。（給与収入の場合は給与明細書の写し、源泉徴収票等、年金収入の場合は振込通知書、額改定通知書等、収入によって異なります。）

扶養親族の収入について把握しておきましょう。

今回は、年末調整時期によくある質問にお答えします。



Q 1 扶養手当の検認でも扶養親族に関する給与関係の証明書類を提出しましたが、年末調整でもまた提出が必要ですか？

A 1 扶養手当と年末調整は別の制度であり、扶養親族の要件や収入を確認すべき期間が異なります。それぞれ書類の提出が必要です。

※ただし、年末調整では、扶養手当の検認時に提出したもので代えることができる書類もあります。各校の事務職員にご確認ください。

Q 2 子どものアルバイト先の給与明細が、紙媒体ではなく、電子媒体で交付されるのですが、どうしたらよいですか？

A 2 勤務先から交付されたものに限り、印刷して提出していただいて差し支えありません。ただし、必要事項が記載されていないもの（例：内訳の記載がないもの、振込額のみ記載されたものなど）については、確認ができません。改めてアルバイト先に「給与実績証明書」の発行を依頼してください。

※会社によっては、給与実績証明書の発行に時間がかかることもありますので、締切日に間に合うように依頼してください。

Q 3 子どものアルバイト収入を見込みで報告していますが、12月に働いた給与は、翌月に支払われます。この場合、どうしたらよいですか？

A 3 年末調整は、本年中に支払の確定した給与を対象としますので、翌年に支払われる給与は、今年の年末調整には含みません。翌年の年末調整で提出してください。



子どものアルバイトの給与明細は、毎年、提出に時間がかかることが多いです。毎月もらっておくといいかもしれませんね！

年末調整の控除申告については、教職員のみなさん自身の申告によります。締め切りがありますので、分からないことがありましたら、

早めに

各校の事務職員、事務グループ内の事務リーダーに

ご相談ください。

